

浦安市規則第49号

浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則の一部を改正する規則

浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則（平成23年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「第5条」を「第9条」に改め、同様式（表）中「第5条」を「第9条」に、

「

生年月日	性別	会社名・学校名等
・	男	
・	女	
・	男	
・	女	
・	男	
・	女	
・	男	
・	女	
・	男	
・	女	

を

」

「

生年月日	会社名・学校名等	認可 申込
------	----------	----------

・	・		
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		

」

に改め、「希望する支払方法 窓口払い ・ 口座振替」を削り、

「

「

(口座振替の場合)
振込先

を

振込先

に改め、

」

」

同様式（裏）中「（証明日及び記入日は、過去3か月以内のものに限ります。）」及び「以上、御不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。」を削る。

別記第8号様式及び第9号様式中「第6条」を「第10条」に改める。

別記第10号様式中「第7条」を「第11条」に改める。

別記第11号様式中「第8条」を「第12条」に改め、「※変更の種類によって

は、別途書類が必要となりますので、裏面をご覧ください。」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。